

女性デジタル人材育成支援事業業務委託 参考仕様書

1 事業目的

テレワーク・IT 業界に興味がある、または育児や介護等により離職し復職を目指す女性に対してデジタルスキルの取得を支援し、女性デジタル人材の育成支援を行う。これにより、従来の雇用形態に限らず時間的、場所的に制約のないテレワーク等の柔軟な働き方による就業機会の創出を図る。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

3 対象

- (1) 新宿区民、新宿区での就職を希望する女性求職者（以下「求職者」という。）
- (2) 求職者の採用、育成に意欲的な区内中小企業(以下「中小企業」という。)

なお、中小企業とは、区内に本社、支社、営業所等があり、常時使用する従業員数が300人以下、または資本金3億円以下の企業をいう。

ただし、以下の基準を満たす企業であること。

- ・過去5年間に重大な法令違反がないこと。
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- ・労働関係法令を遵守していること。
- ・公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ・本事業の目的及び内容を理解していること。
- ・(1)に記載する者を対象に含む求人を出している、または、出す予定であること。

4 委託内容

女性デジタル人材を育成するため、以下の業務を実施すること。なお、本事業は、地域女性活躍推進交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき実施するものであり、交付要綱の内容や趣旨に合致したものとする。なお、本事業を通じて就職者数20名以上を成果目標とすること。

受託事業者は、本事業実施のため事務局を設置し、事業責任者及び担当を設置すること。また、事業実施にあたって、就職支援に係る有用な資格を保有する者を配置すること。なお、それぞれの業務の実施にあたってはその内容について事前に区の承認を得ること。

- (1) セミナーに関すること。

ア セミナーの実施

受託事業者は、柔軟な働き方の提示やデジタルスキルを取得することの必要性等、マインドセットを目的としたセミナーを1回実施すること。実施形態は録画配信（事前収録、限定公開）とし、申込のあった方全員に対して提供を行うこと。実施時期は区と協議することとし、配信期間は配信開始日から令和9年1月末までとする。

なお、実施の際に、受講者に金銭的な負担がかからないようにすること。ただし、配信を視聴するための通信料は除く。

イ 参加者の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く参加者を募ること。なお、参加者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(2) デジタルスキル研修に関すること。

ア デジタルスキル研修の実施

受託事業者は、テレワーク等未経験でもデジタルスキルの取得が可能な内容のデジタルスキル研修(以下、「研修」という)を3種類以上実施すること。実施形態は録画配信（事前収録、限定公開）とし、申込のあった方全員に対して提供を行うこと。実施時期は区と協議することとし、配信期間は配信開始日から令和9年1月末までとする。

なお、実施の際に、受講者に金銭的な負担がかからないようにすること。ただし、配信を視聴するための通信料は除く。

イ 参加者の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く参加者を募ること。なお、参加者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(3) デジタルワーカー交流会の実施に関すること。

ア デジタルワーカー交流会の実施

受託事業者は、柔軟な就業形態で勤務している研修受講者のロールモデルとなるような者を招き、現在のワークライフバランスの講演や研修受講者との質疑応答を行う等、デジタルワーカー交流会（以下、「交流会」という）を2回以上実施すること。参加者数、実施時期、実施方法等については区と協議すること。

イ 参加者の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く参加者を募ること。なお、参加者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(4) ビジネスマッチングイベント（仮称）の実施に関すること。

ア ビジネスマッチングイベント（仮称）の実施

在宅ワーク等を希望する求職者と在宅ワーカー等への業務発注に関心のある中小

企業のマッチングイベントを1回実施すること。参加企業は10社、参加者は50名程度とする。また、実施時期、実施場所は区と協議すること。

なお、求職者と中小企業双方に対して、誠意をもって取引・契約することやリスク管理の必要性等について周知徹底すること。

イ 参加者・参加企業の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く参加者及び参加企業を募ること。参加企業の選定にあたっては、事業趣旨を十分に理解した企業を選定するため、選定基準を設けること。選定基準、選定企業については、開催前に区の承認を得ること。なお、参加者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(5) マザーズハローワーク東京連携セミナーの実施に関すること。

ア マザーズハローワーク東京連携セミナーの実施

受託事業者は、マザーズハローワーク東京と連携したセミナーを実施すること。また、参加者数、実施回数、実施内容等についてはマザーズハローワーク東京と協議すること。

イ 参加者の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く視聴者を募ること。なお、参加者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(6) 個別相談に関すること。

ア 個別相談の実施に関すること。

受託事業者は、メールやオンライン会議システム等により、就職準備段階から面接対策まで幅広い相談に応じた伴走型の個別相談を実施すること。個別相談の実施ごとに記録シート等を作成し、相談者から複数回の相談があった場合には課題解決に向けてステップアップできるよう努めること。相談にあたっては相談者からの問い合わせを待つのみならず、事務局から相談者に対して定期的に連絡を行い、些細な悩みでも相談できる関係を構築すること。相談者数は最適な人数を区に提案し、実施期間中は何回でも相談できるものとする。

また、マザーズハローワーク東京と連携した個別相談も実施すること。

イ 参加者の募集

受託事業者は、国又は東京都の就労支援機関等と連携し、効果的な方法で広く視聴者を募ること。なお、参加者について、事前に適切な方法で区内在住、在勤、在学の有無を確認すること。

(7) 参加者へのメール配信に関すること。

受託事業者は、本事業のイベントのみならず、当課の行う就労支援事業や区が行う就労に繋がるイベント、国、東京都の就労支援イベントを2週間に1回程度配信する

こと。配信内容は事前に区の承認を得ること。なお、メール配信は BCC で送信し、個人情報の取扱いには注意すること。

(8) 事業周知に関すること。

事業の実施にあたり、ウェブサイト、チラシ、SNS 等の媒体の活用や国又は東京都の就労支援機関と連携し、効果的な広報を実施して事業を周知すること。ただし、区立教育施設に関しては区立保育園及び子ども園のみとし、区立幼稚園、小学校及び中学校へのチラシ配布は出来ないものとする。なお、SNS を活用する場合は、別紙 1-2「ソーシャルネットワークサービスの取扱い事項」を遵守し、運用開始前に区に報告すること。

(9) その他業務に関すること。

ア 事業計画の提出

受託事業者は、契約締結後、区が指示する期日までに速やかに下記の書類を作成、提出すること。

- ・交付要綱に定める必要書類
- ・従事者一覧
- ・企画書及び実施スケジュール
- ・その他本事業に係る作成物(事業周知用チラシ、申請書類等)

イ 業務報告

本事業の円滑な実施のため、月 1 回程度、事業の実施状況について業務報告を行うこと。

ウ 事業の実施報告等

受託事業者は、履行期間における業務完了後、速やかに業務の実施状況及び効果について検証、評価を行い、下記の書類を作成の上、区に提出すること。

- ・交付要綱に定める実績報告に関する必要書類
- ・委託完了届
- ・アンケート調査

セミナー、研修等の終了後、受講者に対してアンケート調査を実施し、集計結果を整理した報告書を速やかに提出すること。アンケートの内容については、実施前に区の承認を得ること。

- ・就業調査実施結果報告書

委託期間内に求職者及び企業に対して就業調査を実施し、就業状況を把握するものとし、調査の実施結果等をまとめた報告書を提出すること。実施回数は年 4 回(8 月末、9 月末、12 月末、3 月末)を予定。なお、就業調査の回答数が低い場合には、求職者及び企業に対してリマインド等の対応を行い、回答率の向上に努めること。上記内容の実績については、区民とその他区外の住民とを分けて区に報告すること。

エ その他区が求める事業成果報告書等

その他区が業務の途中経過、実績について報告等を求めた場合、速やかに応じること。

5 基本的な感染対策について

受託事業者は、感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。

6 遵守義務

- (1) 本業務履行により知り得た情報は、業務終了後も漏洩してはならない。
- (2) 事故等の防止に努めるほか、発生時には必要な措置を講じるとともに区に速やかに報告すること。
- (3) 受託事業者は、新宿区情報セキュリティポリシーの主旨を遵守し、業務上知り得た情報の適切な管理を行うこと。
- (4) 本事業の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次に掲げる事項を遵守すること。

①ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (5) 受託事業者は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

7 個人情報の保護及び情報セキュリティについて

- (1) 本契約の履行に際して取得した個人情報については、関係法令及び本契約の定めに従い、第三者への漏えい、滅失、毀損等が生じないように、適切な安全管理措置を講じること。なお、個人情報の取扱いに関しては、「業務委託における個人情報保護の取扱いに係る申出書」に基づき、適切に対応すること。
- (2) 受託事業者は、業務の終了とともに保有する個人情報の消去を行い、区にデータ消去に係る証明書を提出すること。

8 契約代金の支払

- (1) 受託事業者は業務完了後、速やかに区の検査を受け、検査合格後、区の定める手続に従って、書面により代金を請求するものとする。支払い方法については別途区と協議すること。

- (2) 区は、上記(1)の規定により受託事業者から支払の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に受託事業者から代金を支払うものとする。

9 その他

- (1) 受託事業者が業務の遂行に当たり知り得た情報、発生した著作権等は、すべて区に帰属させるものとする。
- (2) 受託事業者は、業務の実施において、受託事業者の責めに帰すべき事由により区又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。
- (3) 区は、受託事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、受託事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。
- (4) 交付要綱第11条の規定に基づき、補助事業の適正を期する必要があるときは、区は受託者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他検査を行い、若しくは関係者に質問することができる。
- (5) 本仕様書の解釈に疑義を生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項については、その都度、区と受託事業者が協議して決定する。